毎年4/2～8は、
発達障害啓発週間です
※4/2は国連が定める
世界自閉症啓発デーです

知ってほしい
発達障がいのこと

発達障がいとは

「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

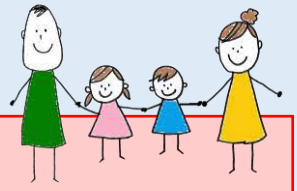

障がいを
正しく知ることが
支援の第一歩になります。

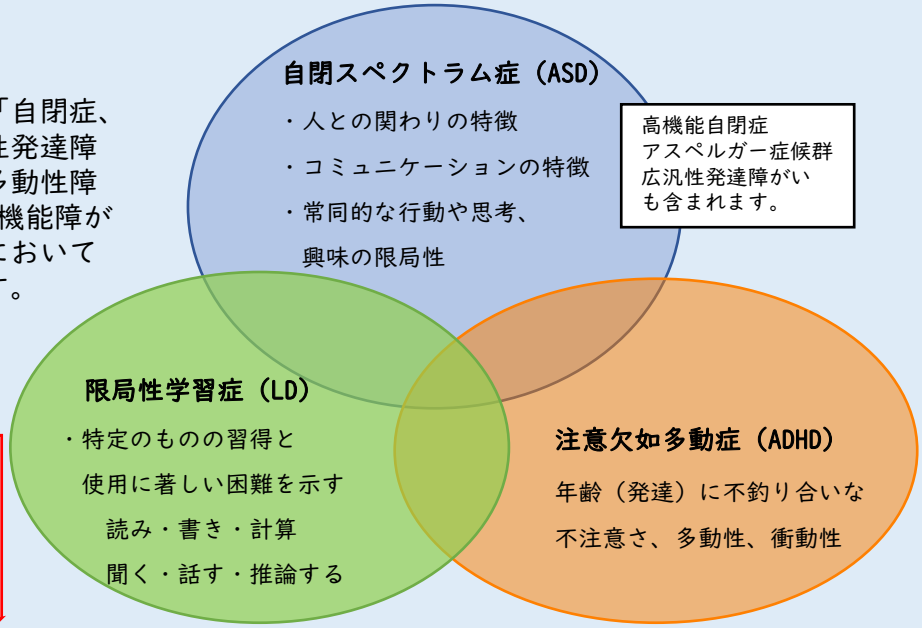

「しつけ」や「教育」、本人の「努力不足」が原因ではない。

→ 発達障がいは、
生まれつき脳の使い方（情報処理の方法）が
違っていると推測されています。

発達障がいは、「病気」ではない。

→ 「病気が治る」という意味では、
「発達障がい」が治るという事はありませんが、
早期からの適切な支援や周囲の理解があれば、
その子の持っている力を十分に伸ばしていく事ができます。

発達障がいは、発達の仕方に『ちがい』がある。

→ 発達障がいは、他の多くの人とはちがう
認知や学習の仕方があります。
得意な方法を使って、苦手なことを
カバーしていく工夫を考えることが大切です。

一人ひとりの違いを認め合い、
支えあえる社会になることを願っています

わるつ
藻岩西部発達障がい者支援センター
Wa-Roots

熊本県南部発達障がい者支援センターわるつでは、

発達障がいに関するご相談に対応しています。
（家庭生活や学校生活、就労など）

ご相談は原則として予約制です。
まずは、電話・FAX・メールで
お問合せ下さい。
ご利用に関する費用は無料です。

また、発達障がいへの
理解啓発のため、
支援者や広く地域の皆様へ、
研修や講演活動も行っています。

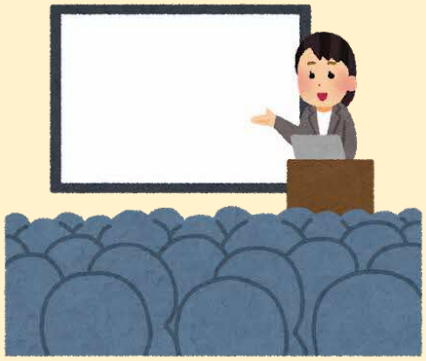

気軽に
お問合わせ下さい。

＜ご利用いただける方＞

◎主に熊本南部圏域（熊本市を除く）
　宇城・八代・芦北・天草・球磨にお住まいの、
　発達障がい（自閉スペクトラム症、ADHD、LD等）のある方
　※年齢・診断や手帳（療育手帳・精神保健福祉手帳）の
　　有無による制限はありません。
◎上記のご家族の方
◎発達障がい児・者の支援をされている
　県内各機関の方（福祉施設・教育機関・一般企業など）

【お問い合わせ先】

熊本県南部発達障がい者支援センターわるつ

TEL:0965-62-8839／FAX：0965-32-8951／MAIL：wa-roots@seiryu-hikawa.com

〒866-0811　熊本県八代市西片町1660（熊本県八代総合庁舎2階）

開所時間：月～金9：00～18：00（国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）はお休みです）